

諮詢書

佐市教委川教第 76 号
平成 24 年 10 月 12 日

佐賀市個人情報保護審査会
会長 村上英明様

佐賀市教育委員会教育長 東島正明



佐賀市個人情報保護条例第 7 条第 3 項第 6 号及び第 8 条第 1 項第 5 号の規定により、下記のとおり貴審査会の意見を求める。

記

1. 諒問事項

監視カメラ設置に伴う個人情報の本人以外からの収集及び外部提供を行うことの可否について

2. 諒問理由

佐賀市立スポーツパーク川副は、トレーニングハウス、体育館、武道場、多目的広場（グラウンド）などのスポーツ施設を有し、大型遊具を設置する広場なども併設している複合施設であり、子どもから高齢者まで多くの方に利用いただいている。

しかし、施設内では、過去に遊具等での事故や痴漢等の犯罪も発生していることから、利用者の安全を図ることを目的に、事故・犯罪等を未然に防止する効果が期待できる監視カメラを設置する。

3. 所管課

教育委員会川副出張所教育課

4. 管理者

指定管理者（現在は、非営利活動法人かわそえスポーツクラブ）

5. 設置開始時期

平成 11 年 3 月

6. 監視カメラの概要

- (1) 設置場所及び設置台数
 - ・施設内 5 箇所に監視カメラを設置する。
 - ・トレーニングハウス内事務室にモニター及び記録装置（ハードディスク）を設置する。
- (2) 撮影する画像及び保存方法
 - ・監視カメラは、常時稼動・撮影する。
 - ・撮影データは保存専用ハードディスクに記録し、7日間保存する。
 - ・記録後 7 日間を経過したデータは、順次新しい画像データを上書き保存することにより、完全消去する。
 - ・記録データは撮影時の状態で保存するものとし、加工しない。
- (3) 掲示
 - ・カメラ設置場所及び施設利用者受付窓口に「監視カメラ作動中」等と明記した表示板を掲示する。

7. 記録データの取り扱い

- ・「佐賀市立スポーツパーク川副監視カメラ運用基準」を定め、監視カメラ管理者及び監視カメラ取扱者を特定する。
- ・記録データは、監視カメラ管理者及び監視カメラ取扱者のみが取り扱う。
- ・ハードディスクを設置するトレーニングハウス内事務室は、閉館時は施錠するとともに、機械による警備を行う。

8. 記録データの外部提供

記録データの外部提供については、「佐賀市個人情報保護条例」及び「佐賀市立スポーツパーク川副監視カメラ運用基準」に基づき取り扱う。

具体的には、刑事訴訟法第 239 条第 2 項の規定（官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。）に基づき告発を行う場合や、刑事訴訟法第 197 条第 2 項の規定（捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。）に基づく捜査機関からの照会に対し回答する場合などが考えられる。

なお、外部提供にあたっては、その目的を特定できる範囲のデータを限定し、何らかの外部記録媒体に複写した上で提供する。

また、提供先には、記録データの複写禁止、不要になった際の記録媒体の返却の条件を付すものとする。

佐賀市立スポーツパーク川副監視カメラ運用基準

(目的)

第1条 この運用基準は、佐賀市立スポーツパーク川副内における事故及び犯罪防止を目的として設置する監視カメラ（以下「監視カメラ」という。）及びこれにより記録された画像情報（以下「記録データ」という。）の取り扱いについて、必要な事項を定める。

(監視カメラの設置)

第2条 監視カメラは、「佐賀市立スポーツパーク川副」内に設置する。

2 監視カメラを設置した場所には、利用者の見やすい位置に監視カメラが作動中である旨の表示をするものとする。

(監視カメラ管理者及び監視カメラ取扱者)

第3条 監視カメラの適正な運用及び管理を図るため、監視カメラ管理者（以下「管理者」という。）及び監視カメラ取扱者（以下「取扱者」という。）を置く。

2 管理者は、佐賀市立スポーツパーク川副の指定管理者（以下「指定管理者」という。）の施設総括責任者とし、別に運用に関する協定を締結する。
3 取扱者は、指定管理者の施設管理職員の中から、管理者が指名する。
4 管理者は、取扱者にこの基準を遵守させなければならない。
5 取扱者は、この基準を遵守し、監視カメラ及び記録データの適正な取り扱いに努めなければならない。

(記録データの取り扱い)

第4条 監視カメラは常時稼動して画像を撮影し、撮影したデータは保存専用のハードディスク（以下「ハードディスク」という。）に7日間記録する。

2 前項のハードディスクはトレーニングハウス内の事務室に設置し、閉館時には事務室を施錠し、機械による警備を行う。
3 撮影後7日を経過した記録データは、順次新しい画像データを上書き保存することにより完全消去する。
4 画像データは撮影時の状態で保存するものとし、加工してはならない。

(画像データの提供等の制限)

第5条 画像データは、法令等又は佐賀市個人情報保護条例の規定に基づく場合を除くほか、管理者及び取扱者以外のものに貸与、閲覧、複写提供をしてはならない。

(委任)

第6条 この基準に定めるもののほか、監視カメラの設置及び運用に関し必要な事項
は、管理者が定める。

附則

この基準は平成24年10月12日から実施する。

監視カメラ運用に関する協定書

佐賀市教育委員会川副出張所教育課（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人かわそえスポーツクラブ（以下「乙」という。）は乙が指定管理者として管理運営する佐賀市立スポーツパーク川副に設置している監視カメラの運用について、下記のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に協力し、佐賀市立スポーツパーク川副に設置している監視カメラの運用を適正かつ円滑に行うために必要な事項を定めるものとする。

（協定期間）

第2条 協定期間は平成24年10月1日から平成27年3月31日（指定管理満了期間）とする。

（監視カメラの管理者及び監視カメラ取扱者）

第3条 監視カメラの適正な運用及び管理を図るため、監視カメラ管理者（以下「管理者」という。）及び監視カメラ取扱者（以下「取扱者」という。）を置く。

2 管理者は、乙の施設総括責任者とし、取扱者は、乙の施設管理職員の中から、管理者が指名する。

3 管理者は、取扱者にこの基準を遵守させなければならない。

4 取扱者は、この基準を遵守し、監視カメラ及び記録データの適正な取り扱いに努めなければならない。

（記録データの取り扱い）

第4条 監視カメラは常時稼動して画像を撮影し、撮影したデータは保存専用のハードディスク（以下「ハードディスク」という。）に7日間記録する。

2 前項のハードディスクはトレーニングハウス内の事務室に設置し、閉館時には事務室を施錠し、機械による警備を行う。

3 撮影後7日を経過した記録データは、順次新しい画像データを上書き保存することにより完全消去する。

4 画像データは撮影時の状態で保存するものとし、加工してはならない。

（記録データの提供等の制限）

第5条 画像データは、法令等又は佐賀市個人情報保護条例の規定に基づく場合を除くほか、管理者及び取扱者以外のものに貸与、閲覧、複写提供をしてはならない。

2 外部機関等から記録データの提供について依頼があったときは、管理者は速やかに乙と甲へ報告し、甲乙協議の上、提供の可否を決定するものとする。

（協議）

第6条 本協定に関し疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、甲及び乙は誠意をもって協議を行い、これを決定するものとする。

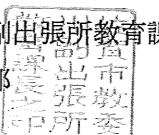
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有するものとする。

平成24年10月1日

甲 佐賀市川副町大字鹿江623番地1

佐賀市教育委員会川副出張所教育課

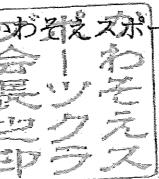
課長 諸田謙次郎



乙 佐賀市川副町大字鹿江700番地

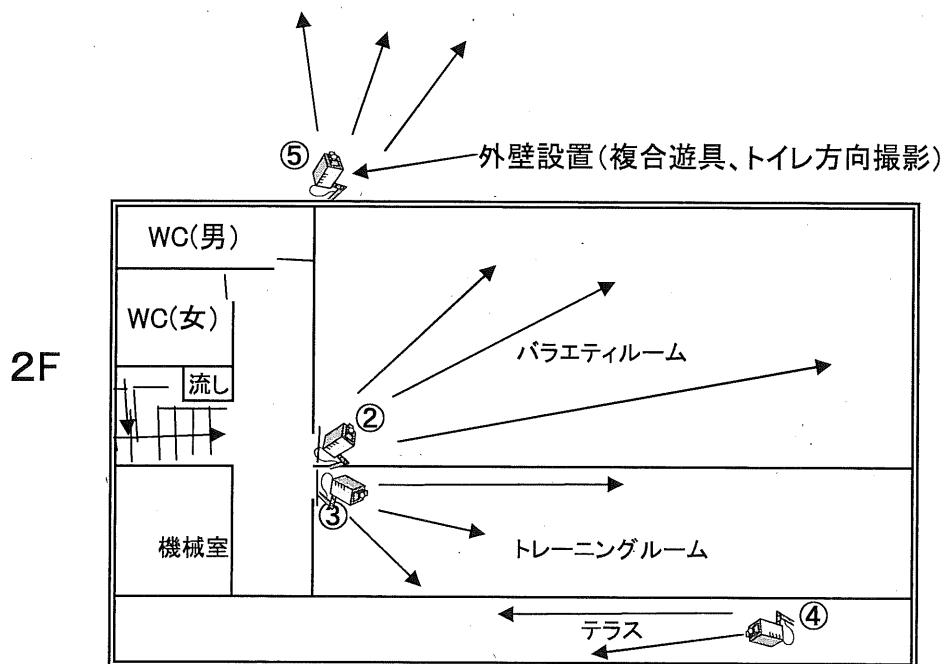
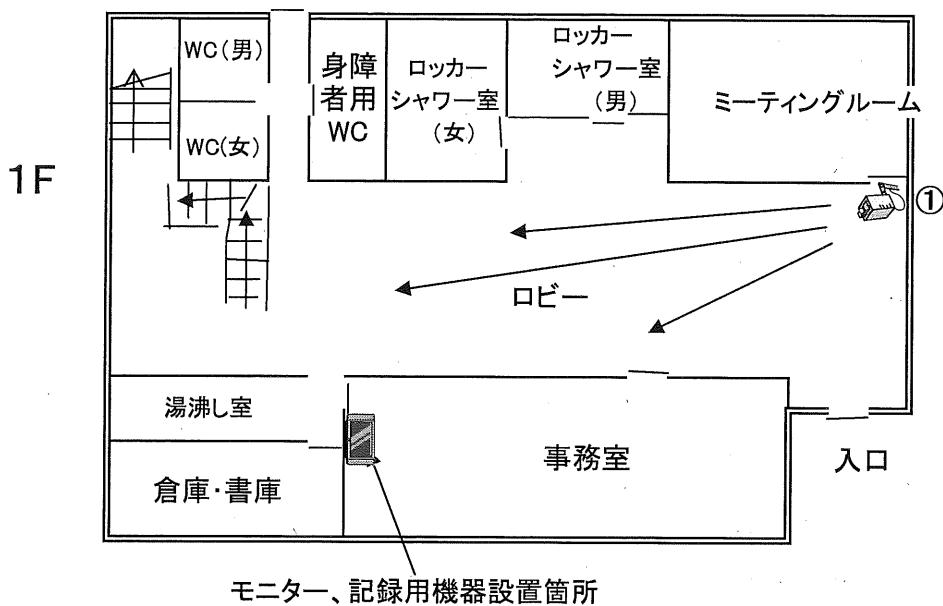
特定非営利活動法人かわそえスポーツクラブ

会長 鶴田晋



スポーツパーク川副トレーニングハウス
監視カメラ設置状況

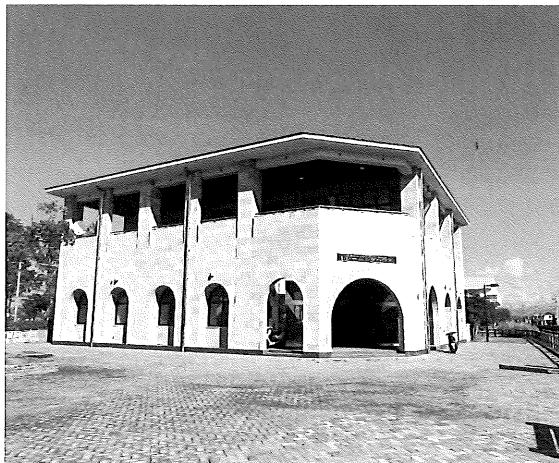
N
4



カメラ設置箇所 → 撮影方向

監視カメラ設置状況（佐賀市立スポーツパーク川副）

トレーニングハウス全景



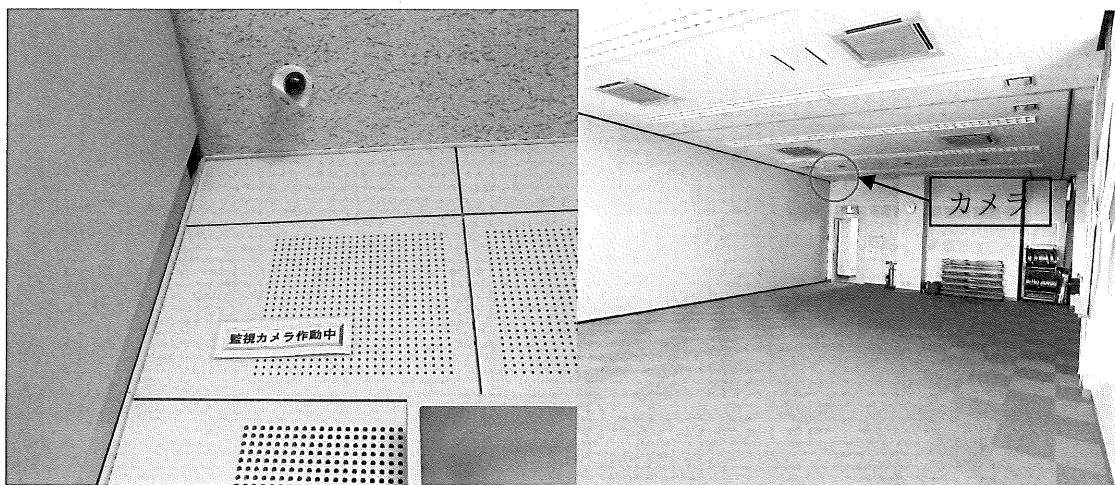
カメラ設置告知文（事務室前）



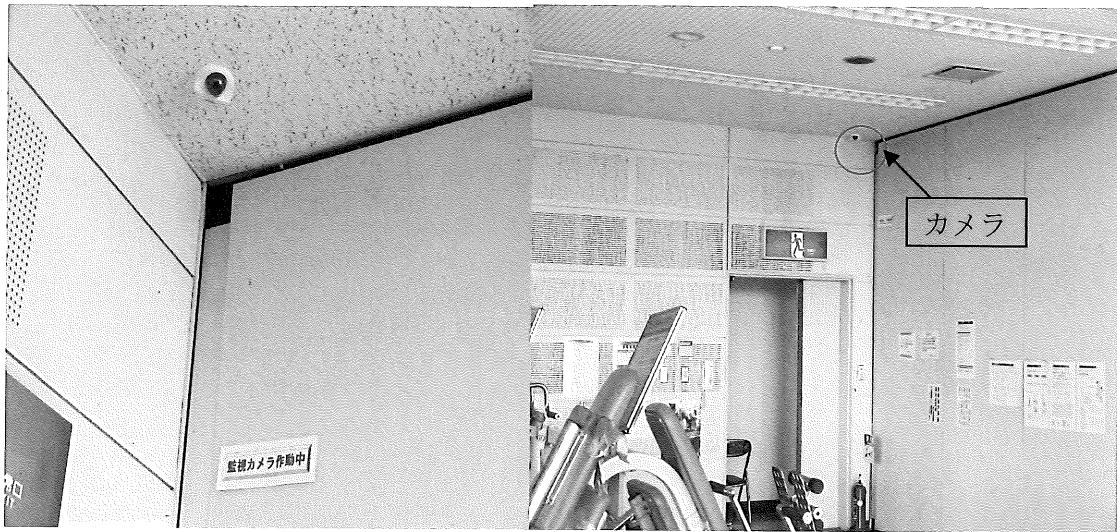
監視カメラ 1 (ロビー)



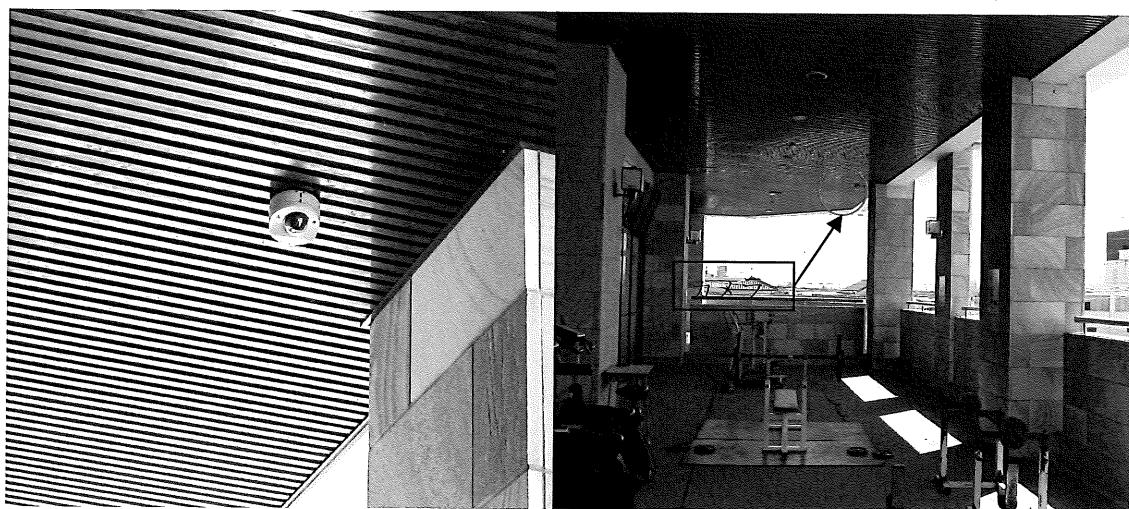
監視カメラ 2 (バラエティルーム)



監視カメラ3（トレーニングルーム）



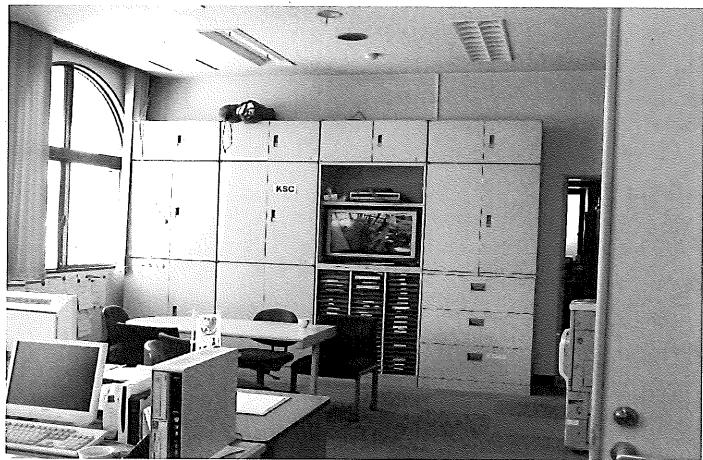
監視カメラ4（テラス）



監視カメラ5（トレーニングハウス外壁）



モニター、記録装置（事務室）



佐賀市立スポーツパーク川副　監視カメラ設置経緯

○平成11年3月

施設内の事故、犯罪等の防止を目的として、スポーツパーク川副トレーニングハウス内に監視カメラ4台、モニター1台を設置。(撮影データの記録はなし)

○平成23年3月

施設内における遊具での事故及び痴漢事件等の発生を受け、新規に監視カメラ1台を追加設置。この1台分の撮影データを専用ハードディスクに3週間保存。(以降は新しいデータを上書き保存することで、古いデータを完全消去。)

なお、当初設置4台分は、従前どおり撮影データの記録は行っていない。

○平成24年3月

当初設置分のカメラ4台が年数経過により不具合になったため更新。

この際、全5台の監視カメラの撮影データを専用ハードディスクに7日間保存することとした。(以降は新しいデータを上書き保存することで、古いデータを完全消去。)

現在に至る。